

令和8年度北九州市立特別支援学校 高等部入学者選考における追検査実施要項

北九州市教育委員会

北九州市立特別支援学校高等部（北九州中央高等学園を除く）入学者選考において、不慮の事故等真にやむを得ない理由がある入学志願者の受検機会を確保する必要があることから、下記のとおり追検査を実施することとする。

記

1 追検査の内容

入学志願者が不慮の事故等真にやむを得ない理由により、2月13日（金）（門司総合特別支援学校職業コースは2月16日（月）も含む）に実施する入学者選考（以下「本検査」という。）を受検できない場合は追検査を実施する。

2 追検査の受検資格者

入学志願者のうち、次のいずれかの理由により、本検査を受検できない者。

(1) 異常な自然現象による被害

- ・ 天災（積雪、地震等）による交通途絶
- ・ 天災（積雪、地震等）による本人の被害

(2) 人為的被害

- ・ 交通事故、暴行、誘拐 等

(3) その他

- ・ 本人の感染症への罹患
- ・ 本人への健康診断の勧告
- ・ 感染症の発生による交通遮断
- ・ 真にやむを得ない理由があると志願先学校長が認めた場合 等

3 追検査の手続き

- (1) 入学志願者が本検査を受検できない場合、保護者は出身中・特別支援学校（以下「出身学校」という。）へ欠席連絡をする。
- (2) 出身学校長は、志願先学校長、及び特別支援教育課へ速やかに欠席の連絡をする。併せて、出身学校長は志願先学校長へ追検査の申請をする。
- (3) 追検査を希望する入学志願者は、追検査願書を記入の上、出身学校長を経由して、志願書類を志願先学校長へ速やかに提出する。

○ 志願書類等

- ・ 追検査願書(様式Ⅰ)
- ・ 追検査の受検資格者として確認できるもの

(4) 志願先学校長は、出身学校長と特別支援教育課へ追検査の日程を連絡する。

※ 感染症へ罹患等のため、本検査より1週間以内に追検査が実施できない場合は、令和8年3月23日(月)の北九州市立特別支援学校二次選考と同一日に受検する。

4 追検査

(1) 日程

日程は、志願先学校長が定めるものとする。

(2) 検査場

志願先である各特別支援学校にて実施する。

(3) 選考方法

本検査と同様の選考基準により選考する。

(4) 合格者発表

合格者発表は、志願先学校長から出身学校長をとおして行うものとする。

(5) その他

ア 追検査の申請者がいない場合には、追検査は実施しない。

イ この実施要項に定めるもののほか、追検査の検査内容及び合格者の決定については、志願先学校長が定めるものとする。

ウ 過年度卒業生については、出身学校長を通して追検査の申請をすること。

5 受検生等への情報提供等

追検査については、志願先学校長から出身学校長に通知し、受検生、保護者及び教職員等への周知を依頼する。

6 その他

この実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

令和8年度北九州市立特別支援学校
高等部入学者選考における追検査の手続きについて

北九州市教育委員会

